【別添７】

# 複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）

## １．留意点

### （１）合算による共用設備の購入が可能な制度

文部科学省、独立行政法人科学技術振興機構（以下、「ＪＳＴ」という。）及び独立行政法人日本学術振興会が所管する競争的資金制度（以下、「文科省等が所管する競争的資金制度」という。）のうち、別表１に記載のある制度については、複数制度の研究費の合算による共用設備の購入が可能です。また、同一の研究者が複数制度の研究費を合算し設備を購入することも可能です。

なお、ＪＳＴが「企業等」に区分する機関（下記参照）は、購入した共用設備の所有権の問題上、別表１のうち、ＪＳＴが所管する制度から配分された研究費とそれ以外の制度から配分された研究費を合算して共用設備を購入することはできませんので、ご注意願います。

「企業等」とは、下記に該当しない研究機関の総称をいいます。

ア　国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ　国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

ウ　公益法人等の公的性格を有する機関であって、ＪＳＴが認めるもの

### （２）事前連絡

共用設備の購入資金に、ＪＳＴが所管する事業の研究費（直接経費）が含まれる場合、合算による購入について、ＪＳＴが研究遂行面での妥当性を確認する必要があるため、事前に、ＪＳＴ内の当該制度担当部署に連絡して下さい。

### （３）購入費用の負担割合

複数制度の研究費の合算による共用設備の購入を行う場合の、各事業の負担割合は、合理的な考え方、具体的には「当該設備の使用割合（見込）による按分」や「研究課題数による等分」等により決定してください。（使用実績について報告する必要はありません。）なお、「設備」の定義は各研究機関の定めによります。

（負担割合の決め方の例）

（例 1）各研究課題、研究プロジェクトについて共用設備の使用割合（見込）により区分できる場合には、各々の負担額の割合を「使用割合（見込）による按分」により算出する。

（例 2）各研究課題、研究プロジェクトにおいて、「共用設備を使用する権利」を購入するとの考えに基づき、各々の負担額の割合を「研究課題、研究プロジェクト数による等分」により算出する。

### （４）共用設備の所有権

科学研究費助成事業（科研費）、最先端・次世代研究開発支援プログラムにおいて、補助事業者は、合算購入した共用設備について購入後直ちに研究機関に寄付してください。別表１のうち、ＪＳＴが所管する制度及び最先端研究開発支援プログラムにおいては、共用設備の所有権は研究機関に帰属します。

（５）研究者が異動する場合の共用設備の取扱い

異動先研究機関に合算して購入した共用設備を移す場合は、購入するための負担額を支出した全ての研究者（研究機関が補助事業者や委託契約先となっている場合は、当該設備の購入に係る研究実施担当者）が当該設備を移すことについて同意する必要があります。なお、退職等により、明らかに当該設備の使用見込みがなくなった研究者の同意を必要とするか否かは、購入するための負担額を支出した全ての研究者の間であらかじめ取り決めておいて下さい。

（６）研究期間終了後における購入した共用設備の管理

研究期間終了後における合算して購入した共用設備の管理については、自機関の規程により行って下さい。ただし、自機関の規程に関わらず、合算使用する制度により、共用設備の処分に関する制限があります。詳しくは、別表２を参照願います。

（７）合算して購入した共用設備の耐用年数

合算して購入した共用設備の耐用年数は、各制度が定める耐用年数のうち、最も長い年数を適用するなど、研究機関において適切に取扱い願います。なお、別表１の各制度が定める耐用年数は下記のとおりとなります。

科学研究費助成事業（科研費）：研究機関の規程が定める期間
最先端・次世代研究開発支援プログラム：研究機関の規程が定める期間
ＪＳＴが所管する制度：研究機関の規程が定める期間
最先端研究開発支援プログラム：平成１４年文部科学省告示第５３号に定める期間

（８）問い合わせ先

複数制度の研究費の合算による共用設備の購入の問い合わせ先は以下のとおりです。

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室
e-mail　　kenkyuhi@mext.go.jp
電話 ０３－６７３４－４０１４

【別添７】

別表１　文科省等が所管する競争的資金制度で、合算による共用設備の購入が可能な事業

| 制度名 | 配分機関名 |
|---|---|
| 科学研究費助成事業（科研費） | 文部科学省、日本学術振興会 |
| 戦略的創造研究推進事業<br>・新技術シーズ創出<br>・先端的低炭素化技術開発<br>・社会技術研究開発 | 科学技術振興機構 |
| 研究成果展開事業<br>・研究成果最適展開支援プログラム<br>・戦略的イノベーション創出推進プログラム<br>・産学共創基礎基盤研究プログラム<br>・先端計測分析技術・機器開発プログラム | 科学技術振興機構 |
| 国際科学技術共同研究推進事業<br>・地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム<br>・戦略的国際共同研究プログラム | 科学技術振興機構 |
| 最先端研究開発支援プログラム<br>最先端・次世代研究開発支援プログラム | 日本学術振興会 |

(参考)文科省等が所管する競争的資金制度で、合算による共用設備の購入が不可能な事業

| 制度名 | 配分機関名 |
|---|---|
| 国家課題対応型研究開発推進事業<br>・感染症研究国際ネットワーク推進プログラム<br>・分子イメージング研究戦略推進プログラム<br>・再生医療実現拠点ネットワークプログラム<br>・脳科学研究戦略推進プログラム<br>・革新的細胞解析研究プログラム（セルイノベーション）<br>・次世代ＩＴ基盤構築のための研究開発<br>・元素戦略プロジェクト＜産学官連携型＞<br>・光・量子科学研究拠点形成に向けた基盤技術開発<br>・ナノテクノロジーを活用した環境技術開発<br>・元素戦略プロジェクト＜研究拠点形成型＞<br>・宇宙科学技術推進調整委託費<br>・原子力システム研究開発事業<br>・原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ | 文部科学省 |

※　上記事業以外との合算使用については、個別に当該事業に確認すること。

【別添７】

別表２　研究期間終了後の、共用設備の処分に関する制限

| 合算使用する制度名 | 追加条件 |
|---|---|
| 戦略的創造研究推進事業<br>・新技術シーズ創出<br>・先端的低炭素化技術開発<br>・社会技術研究開発<br>研究成果展開事業<br>・研究成果最適展開支援プログラム<br>・戦略的イノベーション創出推進プログラム<br>・産学共創基礎基盤研究プログラム<br>・先端計測分析技術・機器開発プログラム<br>国際科学技術共同研究推進事業<br>・地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム<br>・戦略的国際共同研究プログラム | １．研究期間終了時若しくは研究期間終了後、研究者が他の機関に異動する場合で、同テーマの研究が当該異動先研究機関において実施されることが予定されており、かつ、負担額を支出した全ての研究者が合意している場合、合算使用により購入された共用設備は異動先の機関に無償譲渡する必要があるため、処分できません。このため、研究期間終了時、研究者と機関の間で、研究機関を異動した場合の異動先研究機関における使用予定の有無について合意を得て下さい。なお、合意内容について、ＪＳＴへ届け出る必要はありません。 |
| 最先端研究開発支援プログラム | １．機関が定めている取得財産等の管理期間（耐用年数など）において、取得財産等の管理義務が発生します。また、取得財産を処分することにより、収入があると見込まれる場合は、事前に日本学術振興会に相談して下さい。<br>（先端研究助成基金助成金（最先端研究開発支援プログラム）における交付条件 9-1、9-2、9-3 参照）<br>２．合算購入した共有設備が 50 万円以上の場合は、１．に加えて、財産処分の制限が発生します。<br>（先端研究助成基金助成金（最先端研究開発支援プログラム）における交付条件 9-4 参照） |